

目次

C 8-CR-★1-告訴状20201215.....	2
C 8-CR-★2-証拠20201215.....	6

告訴状C 8

令和2年12月15日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

住所 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話(携帯) 090-3087-1577

被告訴人

前橋地方検察庁検察官検事の上村正に対し、犯人隠避罪(刑法103条)と公務員職権濫用罪(刑法193条)と脅迫罪(刑法222条)

告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、掲げた各罪に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め告訴いたします。

告訴事実 合理的根拠の無い不起訴処分

上村正は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使しないことにより濫用して、合理的根拠無く以下の不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避しました。

私が令和2年1月14日及び同月22日に、其々、前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町3-2-1)一階の被害者支援相談室において、共同捜査担当の佐藤氏と川西氏に提出し受理された告訴状C一式を、令和2年3月30日付の処分通知書(1号証)を、令和2年3月31日着で私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)に郵送することにより、不起訴処分としました。

また、令和2年4月3日付の不起訴処分理由通知書(2号証)の「嫌疑不十分」について、令和2年4月8日頃に電話で説明を求めたのに、同検事係は「本人が答えるつもりが無い」と拒否しました。

なお、同不起訴処分理由通知書は令和2年7月28日付で、サイトウ某以外の被疑者は「嫌疑不十分」から「罪とならず」に訂正されました(3号証)。

しかしながらこの不起訴処分は、後述の通り、私が訴えた当り前の蓋然性(刑事的観点)の数々を、合理的根拠が無く無視しており、甚だしく経験則違反です。

加えて、告訴状D II(村人の石井恵子の留守宅内侵入、令和2年6月29日受理、令和2年7月31日不起訴処分、寺田泰成検察官)や、告訴状C IV(ヤマト運輸配達員の入澤雄一の留守宅内侵入、沼田警察署が告訴、令和2年10月13日不起訴処分、上村正検察官)など、後続の他の住居侵入事件との相互関連性を総合すれば、皆で無意識化の住居侵入という同類型の行為を反復してみせることによる、包囲網としての私への組織力の誇示に相違有りません。
また、当り前の筆跡鑑定すら行わなかった群馬県警の隠蔽こそが、本件最大の事件性である

今井豊(日本郵便・上村正)

ことを無視しております。

纏めると、この不起訴処分は、後述の通り、訴えた当たり前の蓋然性を、合理的根拠無く、認めておらず、甚だしい経験則違反であり、およそ刑事的視点を欠いており、捜査機関が犯罪被害の訴えを無視することに正当性は無く、著しい社会不正義であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)および信用失墜行為(国家公務員法99条)であり、差別的取扱であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、著しく信義則(民法1条)違反であり、公序良俗違反(民法90条)であり、不法行為(民法709条)であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反です。

脅迫であること

包囲網としての事前共謀による、一連の無言の威力脅迫であり、その根拠は、
第一に、当たり前のことを認めないことは公序良俗の偽装の狙いと言えること

包囲網の圧倒的な組織力で、当たり前のこと(法令、蓋然性、経験則、論理則など)を認めないことによって、公序良俗を歪めんとする陰謀(Conspiracy)としか説明が付きません。

第二に、それが同時に、組織力の誇示、ひいては無言の脅迫の害意と言えること

公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

また、公序良俗の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。

したがって必然的に、「お前など認めない」との、包囲網としての私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意になります。

犯人隠避であること

同時に必然的に、告訴状Cに記載した、住居侵入罪と脅迫罪と有印私文書偽造罪・同行使罪のサイトウ某、犯人隠避罪のオオフジ某、其々、有印私文書偽造罪・同行使罪と証拠隠滅罪の不詳1、証拠隠滅罪の不詳2、犯人隠避罪のカドノ某、の隠避です。

職権濫用であること

合理的根拠が無ければ当然に告訴の妨害であり、少なくとも、不起訴理由の説明を拒否することは極めて妨害的です。

このように、脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴猶予の職権を濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避したことは、正当業務行為どころではなく、生命に対する権利(憲法13条)や「不当に脅かされない利益」を侵害し、適正な手続を受ける権利(憲法13条ないし31条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせました。

当たり前の訴えを無視した不当性(反社会性と人権侵犯性)

1 合理的根拠が無いこと(理由不備) 甚だしい経験則違反

当たり前のことは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。

不可欠の要素を無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

2 手続(告訴)妨害であること 適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法90条)です。

第二に、人権侵犯性であり、私の被害者性を無視しているので、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、「お前など認めない」(非人間扱い)との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意です。

具体的摘示

本件単純化の為、サイトウ某の犯行だけに焦点を絞ります。

要するに、以下の蓋然性を信じない合理的根拠が有りません。

筆跡鑑定すら行わずに犯行を否定したことは、甚だしい経験則違反です。

犯行の蓋然性の直感的数字を敢えて示せば以下の通りですが、其々が当り前に、極めて有力な状況証拠なのであり、ましてこれらを総合すれば、十分過ぎるほどの嫌疑です。

なお、8と9も後発的に、一連の犯行を確信させる、極めて有力な蓋然性であり、特に8の群馬県警沼田警察署の隠蔽こそ、当り前に、決定的な状況証拠です。

例えば、クレジットカード紛失後のサイン偽造(なりすまし)による不正使用の場合、必ず筆跡鑑定するはずですが、それと同様のケースなのに、筆跡鑑定もせずに嫌疑不十分とは、甚だしい経験則違反であり、差別的取扱であり、典型的な隠蔽です。

7つの蓋然性(再掲) 詳細は4号証に既述の通りです

1 私の記憶が一切無い不審(90%)

2★★★ 私の筆跡ではない不審(検査待ち)(100%)

3★★ インクの色が供述と違った不審(90%)

4 ゆうパックが在った位置の不審(80%)

5 不在時連絡票が残っていた不審(80%)

6★ 配達証に私の指紋が無い不審(検査待ち)(100%)

7★ インクの成分が相違する不審(検査待ち)(100%)

8★★★★ 群馬県警沼田警察署が当り前の検査を怠った不審(100%)

警察組織が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視することは、当り前の法令違反です。

警察法2条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪検査規範4条(合理検査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法1条(個人の権利と自由を保護)など。

当り前の検査で確定したことは、①本件配達証の受取サインが私の筆跡ではないこと、②インクの成分がコタツの上の三色ボールペンと違うこと、③私の指紋が無いこと、です。

9 日本郵便の不審行動の数々(100%) いずれも凄まじく信義則違反

(1) 本件配達証原本の廃棄 露骨な証拠隠滅 沼田署の隠蔽が寄与

住居侵入罪や私文書偽造罪を訴えられながら、廃棄できるわけがありません。

(2) 当該配達証のカラーコピーを無断で閲覧させたこと(欺罔) 露骨な証拠隠滅

(3) サイトウの氏名を教えなかったこと 露骨な犯人隠避

日頃は名札を付けて配達しているのに、サイトウ配達員の氏名を、被害者である利用者が訊

ねているのに、また、その被害者性を否定する根拠も無いのに、教えない道理は無く、激しく信義則違反であり人格権の侵害です。

上村正に対し、脅迫罪(刑法 222 条)

告訴事実により、上村正は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使せず濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避し、「お前など認めない」との私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意を表示し、もって、私への無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

上村正に対し、犯人隠避罪(刑法 103 条)

告訴事実により、上村正は、包囲網として事前共謀して、起訴の職権を故意に行使せず濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、告訴状Cの被告訴人らを隠避しましたが、同人らの罪状が、其々罰金以上の刑に当ることは明らかですから、同人らへの刑罰を免れさせる為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、上記職権を濫用して、私の告訴を妨害し、国の刑事司法作用を阻害したので、犯人隠避罪です。

上村正に対し、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)

告訴事実により、上村正は、包囲網として事前共謀して、上記の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察庁検察官検事としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使せず濫用して、合理的根拠無く不起訴処分を行い、私の当該告訴を妨害し、生命に対する権利(憲法 13 条)や「不当に脅かされない利益」を侵害し、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条ないし 31 条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせ、当該被告訴人らを隠避したので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

挙証方法 証拠説明書に記載の 1 から 4 の全号証

附属書類 証拠説明書と全書証と被害届 2018と恣意性一覧表

以上

告訴C 8 証拠説明書 20201215

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号書証	上村正の令和2年3月30日付の処分通知書	コピー 上村正が作成	立証すべきは、被疑者の、(1)サイトウ某、(2)オオフジ某、(3)不詳1、(4)不詳2、(5)カドノ某、に対する処分区分が不起訴であることです。 令和2年6月8日付で群馬県警沼田警察署宛に提出した告訴状C IVへの処分です。
2号書証	上村正の令和2年4月3日付の不起訴処分理由通知書	コピー 上村正が作成	立証すべきは、被疑者の、(1)サイトウ某、(2)オオフジ某、(3)不詳1、(4)不詳2、(5)カドノ某、に対する不起訴処分の理由が「嫌疑不十分」であることです。 なお、この不起訴裁定主文の「嫌疑不十分」とは、不起訴原因の分類に過ぎず、訴えた嫌疑に対する理由そのものではないので、令和2年4月8日頃に電話して本人の説明を求めたのに、同検事係は「本人が答えるつもりが無い」と拒否しました。
3号書証	上村正の令和2年7月28日付の不起訴処分理由通知書	コピー 上村正が作成	立証すべきは、被疑者のうち、(2)オオフジ某、(3)不詳1、(4)不詳2、(5)カドノ某、に対する不起訴処分の理由が、「罪とならず」に訂正されたことです。
4号書証	告訴状C関連の提出物一式	プリント原本 20200122 私が作成	立証すべきは、本告訴状と同様のことを、告訴状Cでも訴えていたことです。 内訳は、①令和2年1月14日付の告訴状C、②20191226付の証拠説明書、③令和2年1月22日付の補充書、④2020122付の証拠説明書、です。